

八幡平市平館（柵沢）地区最終処分場基本計画・基本設計業務委託 特記仕様書

【第1章 総則】

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、「八幡平市平館（柵沢）地区最終処分場基本計画・基本設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本特記仕様書以外の事項については、岩手県県土整備部制定の「設計業務等共通仕様書」（平成27年10月1日）、「地質調査共通仕様書」（平成27年10月1日）に基づき行うものとする。

（委託条件）

第2条 委託条件は、下記のとおりとする。

場 所：八幡平市平館第2地割地内（柵沢筋）（別添位置図のとおり）

最終処分場の種類：産業廃棄物管理型最終処分場

構造形式：オープン型

埋立容量：約660,000m³以上/1期

埋立面積：約5～7ha/1期

最終処分場の期数：約2～3期

（目的）

第3条 本業務は、「産業廃棄物最終処分場整備基本方針（平成25年3月 岩手県）」を受け、公共関与型による産業廃棄物管理型最終処分場の施設整備基本計画・設計を立案し、施設の配置と基本構造を決定するものである。

（準拠すべき技術基準等）

第4条 本業務の検討は、下記の基準等に準拠して行うものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- (3) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (4) 各種環境基準を定める法令、同条例等
- (5) 廃棄物最終処分場性能指針
- (6) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）
- (7) クローズドシステム処分場技術ハンドブック
- (8) 道路構造令
- (9) 河川法
- (10) 開発指導要綱、林地開発基準等
- (11) 建築基準法、同施行令、同施行規則及び関連告示

(12) 消防法、同施行令、同施行規則及び関連告示

(13) その他関係する最新の法令

(履行期間)

第5条 委託期間は、平成29年3月24日までとする。

ただし、平成28年10月3日までに、第34条に定める基本計画平面図及び標準断面図の提出を求める。

【第2章 最終処分場基本計画】

(最終処分廃棄物の推定)

第6条 受入最終処分廃棄物の種類及び量について、既存資料を基に整理を行い、廃棄物量等の将来推計を行い、その結果を踏まえ、最終処分場1期当たりの埋立面積及び埋立容量の設定を行う。また、災害時の災害廃棄物受入れ方針の検討も併せて行うこととする。

(建設予定地の概要調査)

第7条 既存資料に基づき現地調査を行い、建設予定地を含む周辺の現況や土地利用状況、道路状況、各種法的規制状況等について確認し整理する。

(水文地質調査及び解析)

第8条 既往の成果、文献資料及び現地踏査の他、別途実施する地質調査及び土質試験等の結果を踏まえ、最終処分場の計画・設計についての水文地質解析を行う。

(1) 水文地質調査

① 地形調査

地形図を判読し、最終処分場建設予定地周辺の地形的特徴を把握する。

② 空中写真判読

空中写真を判読し、最終処分場建設予定地周辺の崩積土、崩壊地、地すべり地等の問題地形の有無と分布を確認する。

③ 地質文献資料調査

既存地質文献を調査し、最終処分場建設予定地周辺の地質的特徴を把握する。

④ 地表地質踏査

上記の調査結果を踏まえ、最終処分場建設予定地周辺の地形・地質状況を確認する。

⑤ 利水状況調査

最終処分場周辺における井戸及び農業用水などの利水状況を調査し整理する。

(2) 水文地質解析

① 地形・地質状況の整理

② 水文地質構造の整理

③ 切土勾配、盛土勾配の検討

- ④ 切土材の盛土流用、覆土材流用の評価
- ⑤ 盛土工法の検討
- ⑥ 支持地盤の検討(貯留構造物、浸出水処理施設、浸出水調整設備、防災調整池、管理棟、受入計量設備)
- ⑦ 地盤定数の設定
- ⑧ 地質平面図・断面図の作成
- ⑨ 地下水位等高線図(コンター図)の作成
- ⑩ 今後の調査計画の立案
- ⑪ 設計・施工上の留意点の抽出

(環境保全計画の検討)

第9条 最終処分場の立地する地域の環境基準及び規制基準並びに自然環境の概況等下記の項目について確認し、整理する。

- (1) 水質、騒音・振動、悪臭、大気、土壤汚染、ダイオキシン類等の環境基準及び規制基準
- (2) 周辺自然環境の概況(保全すべき地域・動植物環境の把握)
- (3) 周辺土地利用、水利用等の状況(配慮すべき利用の有無)
- (4) 開発に係る土地利用規制状況
- (5) 保全すべき景観等の状況
- (6) その他

2 前項で確認、整理した環境基準等を踏まえて、本最終処分場で遵守すべき基準を整理し、環境保全目標を検討する。

(最終処分場の期数の検討)

第10条 第6条から第9条までの検討結果を踏まえ、最終処分場の期数を検討する。

(最終処分場の構造形式の検討)

第11条 本最終処分場は、被覆施設を設けないオープン型での計画を検討しているが、地形、受入廃棄物量等を勘案して、オープン型と被覆型の概略配置を検討し、下記の観点から両者を比較し、採用可能性を検討する。

- (1) 埋立容量の確保性
- (2) 建設費、維持管理費等の経済性
- (3) 環境保全性
- (4) 埋立廃棄物の分解安定性、廃止までの期間
- (5) 跡地利用性、廃止後の維持管理
- (6) その他

(最終処分場の施設配置計画)

第12条 必要な容量の埋立処分が可能で、安全性が確保できる浸出水処理施設の位置と埋立形状、埋立地における埋立作業の容易性、円滑な車両動線の確保、経済性等を総合的に勘案して施設配置の計画を行う。併せて、地形と浸出水処理水の放流先を勘案し、浸

出水調整設備や浸出水処理施設の位置を検討する。

なお、本配置検討は既往の成果資料の 1/1,000 程度の測量図を用いて行う。

(貯留構造物計画・埋立地造成計画等)

第 13 条 必要埋立量に合わせて貯留構造物と埋立地造成形状を検討する。

貯留構造物は、土堰堤、コンクリート重力式堰堤、コンクリート擁壁等の形式を比較し、適正な構造形式を選定する。廃棄物による埋立形状と併せて、必要となる貯留構造物の高さと延長等を決定する。

埋立地造成形状は、その地形・地質等を勘案して、掘込み式や盛土式の造成形式を比較検討した上で、場内へのアクセス道路の動線と切盛土量のバランスを考慮して埋立地形状と廃棄物による埋立形状を検討する。

なお、初期投資額の削減、浸出水量の削減等の観点から、埋立地の段階的整備、区画埋立の可能性と経済性を検討する。

貯留構造物は、構造形式ごとに構造計算を行い、その断面形状を決定する。埋立地造成形状は、埋立地の設置段階及び廃棄物の埋立段階ごとに主要な断面について安定計算を行い、埋立勾配等を決定する。

(遮水工構造検討のための水文地質解析)

第 14 条 現地踏査、地質調査及び既存資料による水文地質調査の結果に基づき、調査地周辺の地形・地質の検討、地盤の透水性の検討、調査地の地下水賦存状況の検討を行うとともに、調査地の水文地質構造について考察し、必要があれば追加調査計画を立案する。

(遮水計画)

第 15 条 水文地質構造を勘案して、採用する遮水形式を選定する。

遮水形式の選定にあたっては、遮水の確実性、破損時の修復性、長期的な安定性、経済性、施工性、埋立作業性等を比較検討して選定し、断面計画を設定する。また、遮水シートや保護材の材質は、遮水性、施工性、耐久性、修復可能性、経済性等の観点から比較検討して選定する。

なお、遮水工の損傷を早期に検知できるように、遮水構造を勘案して漏水検知システムを選定する。漏水検知システムは、水質調査法、電氣的漏洩検知法、真空法、自己修復法等について、検知の確実性、検知の迅速性、遮水工の補修性、経済性、耐久性等を勘案して選定する。

(浸出水集排水施設の配置計画)

第 16 条 既往降水量と浸出水量を把握した上で、埋立地内の水位を最終処分場性能指針等の許容値以下とできる浸出水集排水施設の規模と配置及び排水ルートを検討する。

なお、既往降水量については、原則として最終処分場が立地する地域における確率降雨量を用いて解析するものとする。

(浸出水量と調整設備の検討)

第 17 条 最終処分場における降水量と浸出水量、および処理施設の稼働能力から埋立地内

に貯水される浸出水の水位について概略検討し、確率降雨量等を用いて、下記の検討を行う。

- (1) 浸出水の発生量推計
- (2) 浸出水の削減方策の検討
- (3) 埋立地内貯水を避けるための調整設備の規模検討
- (4) 同上調整設備の概略構造検討

(浸出水処理施設の検討)

第 18 条 流入水量と水質を、類似事例や溶出試験結果等から推計し、経済的な処理方法の選定の観点から、下記の検討を行う。

- (1) 浸出水水質の設定
- (2) 水処理設備規模の検討（前述した調整設備容量計算による）
- (3) 水処理施設容量計算の実施
- (4) 施設配置の検討
- (5) 計画処理水質の検討
- (6) 水処理フローの検討
- (7) 各処理設備の方式検討
- (8) 参考見積仕様書の作成
- (9) 参考見積図書の収集・整理（原則として 5 社以上）

(処理水放流施設の検討)

第 19 条 最終処分場から一級河川赤川までの処理水放流施設の規模と配置及び放流ルートを経済性、施工性などの観点から検討を行う。

(地下水集排水計画)

第 20 条 最終処分場周辺からの地下水の状況を勘案し、遮水工への揚圧力軽減や遮水工モニタリング施設として位置づけられる地下水集排水施設について排水ルートを検討し、必要な規模、構造を検討する。

(雨水集排水処理計画)

第 21 条 埋立地周辺雨水の埋立地内への浸入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、雨水集排水施設（防災調整池を含む）の配置と規模を検討する。

雨水流出量は、土地利用の状況を勘案して、流域を分割した上で、最終処分場の立地する地域において、都道府県等が定めている降雨強度式等を用いて算定する。算定された雨水流出量に基づき、流域ごとに必要な雨水排水施設の断面を求める。

(埋立ガス処理施設計画)

第 22 条 埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気中に保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となる埋立ガス処理施設の配置と規模を検討する。埋立ガス処理施設の配置間隔と規模は、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領に定められた方

法等に基づいて算定する。

(場内散水施設計画)

第 23 条 埋立作業中の廃棄物等の飛散防止を目的とした、地下水等を使用した散水施設の配置と構造を検討する。

(受入計量設備計画)

第 24 条 搬入される廃棄物の計量設備は、廃棄物の搬入車両台数と車両形式を勘案して、必要となるトラックスケールの規模と台数を検討する。計量設備の計画にあたっては、搬入廃棄物の検査、記録、料金の徴収等を勘案して必要となる設備も併せて検討する。また、建築的な施設の検討を行う。

(管理棟計画)

第 25 条 最終処分場を運営、維持管理していくために必要な人員、設備を検討し、管理棟の建築計画を検討する。

(既設道路代替基本計画)

第 26 条 整備区域内の既存の道路について、代替道路のルートを選定する。複数のルートが想定される場合は、それぞれのルートに対して道路線形を設定し、概略の切盛土量、橋梁等の付属構造物の有無、必要となる敷地等を検討し、経済性、安全性、周辺環境の保全性等を比較し、適正なルートを選定する。

選定したルートについて、平面配置計画、縦横断計画、石積み等付属構造物計画、標準断面、舗装構成を検討する。なお、横断計画は、原則として 20m 間隔とする。

(管理道路・場内道路計画)

第 27 条 管理道路(処分場内の施設の管理・保守や資材の運搬などのための道路)について、埋立地内施設の日々の点検や施設補修に必要な車両等を勘案した幅員構成、構造、付帯設備を検討する。

また、場内道路(廃棄物搬入車両用の作業道路)について、埋立地内に設置するため搬入車両の仕様はもとより、埋立地造成と遮水工及び高低差を踏まえた幅員構成、構造、付帯設備を検討する。

(地下水モニタリング設備計画)

第 28 条 水文地質構造に基づいて、地下水汚染をモニタリングするための地下水観測井の配置、数量、構造等を検討する。

(その他付帯施設計画)

第 29 条 その他、最終処分場に必要となる次の施設の配置、数量、構造等を検討する。

- ① 防災設備(防災調整池等)
- ② 洗車設備
- ③ 飛散防止設備

- ④ 上水道・下水処理設備
- ⑤ 門・囲障設備
- ⑥ 電気・通信設備
- ⑦ 既存の沢の代替流下水路（農業用水としての利水も勘案し検討すること）
- ⑧ その他必要な施設

（仮設計画）

第 30 条 仮設構造物が必要となる場合は、仮設計画について検討する。特に、工事に伴い発生する濁水の処理計画について検討する。

（跡地利用計画）

第 31 条 跡地利用計画について、発注者の検討内容を整理する。

（運営・維持管理計画）

第 32 条 受入契約管理、搬入管理、埋立作業管理、浸出水処理施設管理、環境管理、施設管理、情報管理、危機管理、安全管理についての基本的な維持管理内容について検討を行う。

2 埋立終了後の最終覆土、キャッピング等の措置について検討を行うとともに、廃止までの必要な維持管理内容について検討を行う。

（概略事業計画の策定）

第 33 条 以上の計画した施設の設置工事に関して、概略の施工計画を検討し、工程を作成する。

（基本計画書の作成）

第 34 条 以上の成果を取りまとめ、基本計画平面図、標準断面図等の図面と、構造の前提仮定を簡潔に取りまとめるとともに、事業費と整備工程も含めて、基本計画書として取りまとめる。

（基本計画検討専門家会議（仮）の開催補助）

第 35 条 基本計画検討専門家会議（仮）に係る資料作成等の準備、会議への同席、議事録の作成等会議の開催補助を行う。なお、会議の開催は5回を想定している。

（住民説明会の開催補助）

第 36 条 基本計画の住民説明会（仮）に係る資料作成等の準備、説明会への同席、議事録の作成等会議の開催補助を行う。なお、説明会の開催は2回を想定している。

（その他）

第 37 条 将来同一事業場内に焼却施設（処理能力 80 t /24 h）を設置することを仮定し、焼却施設の処理方式に応じた必要面積及び防災調整池の容量を検討する。

【第3章 最終処分場基本設計】

基本設計は、基本計画によって得られた結果を基に最終処分場を構成する各種施設の種類、規模、構造等を決定し基本設計図を取りまとめる。

また、それぞれの項目の基本設計図に基づき、概算工事数量及び概算工事費を算出する。

(埋立地造成等基本設計)

第38条 基本計画に基づき、埋立地の造成形状、切土量、盛土量等に配慮し、造成設計を行い、下記の図面を作成する。

- ① 施設配置平面図
- ② 埋立地造成平面図
- ③ 埋立地造成標準断面図
- ④ 埋立地造成縦横断面図
- ⑤ 埋立地掘削平面図
- ⑥ 構造物構造図
- ⑦ 廃棄物埋立形状図
- ⑧ 廃棄物埋立標準断面図
- ⑨ その他

(貯留構造物基本設計)

第39条 基本計画で検討した構造形式に関し、基礎地盤強度、経済性、荷重条件等の諸元に基づき、安定計算・構造計算を行い、必要な構造寸法を決定し、下記の図面を作成する。

- ① 貯留構造物全体配置平面図
- ② 貯留構造物一般図
- ③ その他

(遮水工基本設計)

第40条 基本計画に基づき、遮水工及び漏水検知システムが必要な範囲を決定する。

- 2 遮水工保護対策工を検討し決定する。
- 3 遮水工の小段及び埋立地天端、その他必要と考えられる遮水工を固定する方法を検討し決定する。
- 4 以上を取りまとめ、下記の図面を作成する。
 - ① 遮水工敷設平面図
 - ② 遮水工標準構造図
 - ③ その他

(浸出水集排水施設基本設計)

第41条 基本計画に基づき、浸出水集排水施設の種類や躯体形状及び構造、並びに機器類の能力と配置、管径等について検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 浸出水集排水施設全体敷設平面図

- ② 浸出水集排水施設一般構造断面図
- ③ 浸出水揚水施設一般構造図
- ④ その他

(浸出水調整設備基本設計)

第 42 条 基本計画にて算定した浸出水調整設備容量について再確認し、浸出水調整設備の基本構造（水深・基数・貯留方式・排水手順等）を検討・決定し、下記の図面を作成する。

- ① 浸出水調整設備の全体配置平面図
- ② 浸出水調整設備の一般構造断面図
- ③ その他

(浸出水処理施設基本設計)

第 43 条 基本計画に基づき、処理設備の内容を検討・決定し、下記の図面等を作成する。
また、メーカーより参考見積仕様書を徴収のうえ技術的比較評価を行い、見積仕様書を作成する。

- (1) ユーティリティ（電気、水道、ガス、雑排水路等）の位置と構造
- (2) 地質調査地点と柱状図
- (3) 建築設計要求水準表
- (4) その他
- (5) 設計図
 - ① 浸出水処理施設配置平面図
 - ② 浸出水処理施設配置立面図
 - ③ 浸出水処理施設フローシート
 - ④ その他

(処理水放流施設基本設計)

第 44 条 基本計画に基づき、放流管の構造、管径等について検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 処理水放流施設全体敷設平面図
- ② 処理水放流施設一般構造断面図
- ③ その他

(地下水集排水施設基本設計)

第 45 条 基本計画に基づき、地下水集排水管の配置、管径等を検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 地下水集排水施設全体敷設平面図
- ② 地下水集排水施設一般構造断面図
- ③ その他

(雨水集排水施設基本設計)

第 46 条 基本計画に基づき、計画流量を排水できる水路断面や規模等を検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 雨水集排水施設全体敷設平面図
- ② 雨水集排水施設標準構造図
- ③ その他

(埋立ガス処理施設基本設計)

第 47 条 基本計画に基づき、埋立ガスの集排気機能が十分に発揮されるように、適切な配置と構造を検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 埋立ガス処理施設全体配置平面図
- ② 埋立ガス処理施設一般構造図
- ③ その他

(場内散水施設基本設計)

第 48 条 基本計画に基づき場内散水施設について、下記の図面等を作成する。

- ① 散水施設全体配置平面図
- ② 散水施設一般構造図
- ③ その他

(受入計量設備基本設計)

第 49 条 基本計画に基づき、受入設備及び計量設備等について検討・決定し、下記の図面等を作成する。

なお、計量設備は、安全、機能的で搬入時の待機スペース等を考慮した位置と広さを勘案し、搬入車両のスムーズな動線計画に基づき設定する。

- ① 計量施設配置平面図、動線計画図
- ② 建築一般図（平面図、立面図、断面図、仕上表）
- ③ その他

(管理棟基本設計)

第 50 条 基本計画に基づき、管理棟のレイアウトを行い、建物の形式、部屋割、構造、規模、収用する設備機械等を検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 設計図等の作成
- ② 管理棟の平面図、立面図、断面図、仕上表
- ③ その他

(既設道路代替基本設計)

第 51 条 既存の道路について、代替道路のルートを検討し、実情に応じた幅員構成や構造、付帯設備を検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 道路に係る全体配置平面図
- ② 道路標準断面図
- ③ 縦横断面図

④ その他

(管理道路・場内道路基本設計)

第 52 条 基本計画に基づき、管理道路及び場内道路について、下記の図面等を作成する。

- ① 道路に係る全体配置平面図
- ② 道路標準断面図
- ③ 縦横断面図
- ④ その他

(地下水モニタリング設備基本設計)

第 53 条 基本計画に基づき、下記の図面等を作成する。

- ① 地下水モニタリング設備配置平面図
- ② 地下水モニタリング設備一般構造図
- ③ その他

(その他付帯施設等基本設計)

第 54 条 基本計画に基づき、その他最終処分場に必要となる次の施設の図面等を作成する。

- (1) 防災設備
 - ① 防災設備の全体配置平面図
 - ② 防災設備の一般構造図
- (2) 洗車設備
 - ① 洗車設備の全体配置平面図
 - ② 洗車設備の一般構造図
- (3) 飛散防止設備
 - ① 飛散防止設備の全体配置平面図
 - ② 飛散防止設備の一般構造図
- (4) 上水道・下水処理設備
 - ① 上水道・下水処理の全体配置平面図
 - ② 上水道・下水処理の一般構造図
- (5) 門・囲障設備
 - ① 門・囲障及び外構全体配置平面図
 - ② 門・囲障及び外構一般構造図
- (6) 電気・通信設備
 - ① 電気・通信設備全体配置平面図
 - ② 電気・通信設備一般構造図
- (7) 既存の沢の代替流下水路
 - ① 既存の沢の代替ルートに係る全体配置平面図
 - ② 既存の沢の代替ルートに係る標準断面図
- (8) その他必要な施設
 - ① 場内監視設備全体配置平面図
 - ② 場内監視設備一般構造図

③ その他

(仮設基本設計)

第 55 条 基本計画に基づき、濁水の処理設備を含めた仮設構造物を検討・決定し、下記の図面等を作成する。

- ① 仮設一般図
- ② その他

(概算工事費の算定)

第 56 条 基本設計図でとりまとめた施設について数量計算を行い、概算工事費を算定する。

(関係機関との各種協議資料・許可申請書作成)

第 57 条 各関係機関への協議資料及び申請書等の作成を行う。

- (1) 林地開発許可申請
- (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前協議書案
- (3) 河川協議資料
- (4) 道路協議資料
- (5) 農地転用協議資料
- (6) 内部協議資料

(打合せ協議)

第 58 条 打合せ協議は、初回、中間時(15回うち5回は、基本計画検討専門家会議(仮))、及び最終時の計17回とするが、必要に応じて、計画条件策定時、基本計画策定時、基本設計図作成時等の各作業の節目の段階において随時追加する。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ 15回
- (3) 成果品納入

(照査)

第 59 条 本業務について、照査を実施する。

(報告書作成)

第 60 条 本業務の基本計画・基本設計の結果をもとに報告書を作成する。

【第4章 地質調査業務】

(調査業務)

第 61 条 地質調査業務

- (1) 一般調査
 - ① 機械ボーリング(φ86mm) N=40本

(粘性土・シルト L=40m、砂・砂質土 L=80m、礫混じり土砂 L=40m、
軟岩 L=1,000m)

② サンプルング N=25箇所

・シンウォールサンプルング

③ 標準貫入試験

・標準貫入試験 N=660回

(粘性土・シルト N=40回、砂・砂質土 N=80回、礫混じり土砂 N=40回、
軟岩 N=500回)

④ 室内土質試験

・土粒子の密度試験 N=25試料

・土の含水比試験 N=25試料

・土の粒度試験 N=25試料

・土の液性限界試験 N=25試料

・土の塑性限界試験 N=25試料

・土の圧密試験 N=25試料

・三軸圧縮試験 N=25試料

⑤ 総合解析－解析等調査

・資料整理とりまとめ N=1 業務

・断面図等の作成 N=1 業務

⑥ 地すべり調査－移動変形調査 (パイプ式歪計)

・観測 N=12 孔・回

・資料整理 N=6 孔・ヶ月

(2) 解析等調査

① 解析等調査

・既存資料の収集・現地調査 N=1 業務

・資料整理取りまとめ N=1 業務

・断面図等の作成 N=1 業務

・総合解析取りまとめ N=1 業務

② 地すべり調査

・計画準備 N=1 業務

・機構解析 N=1 業務

・安定解析 N=1 業務

・対策工法選定 N=1 業務

・報告書作成 N=1 業務

【第5章 その他】

(管理技術者及び照査技術者)

第 62 条

(1) 管理技術者

設計業務等委託契約書第 10 条で定める管理技術者は、次に掲げる基準を満たす者であること。なお、①と②の資格を併せ持つ者に限り、同一の者を配置することができる。

① 次のいずれかの資格を有すること。(基本計画・基本設計)

ア 技術士・総合技術監理部門(衛生工学―廃棄物管理)

イ 技術士・衛生工学部門(廃棄物管理)

② 次のいずれかの資格を有すること。(地質調査)

ア 技術士・総合技術監理部門(応用理学―地質)

イ 技術士・応用理学部門(地質)

ウ 技術士・総合技術監理部門(建設―土質及び基礎)

エ 技術士・建設部門(土質及び基礎)

(2) 照査技術者

設計業務等委託契約書附属条件第 11 条で定める照査技術者は、次に掲げる基準を満たす者であること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

① 技術士・総合技術監理部門(衛生工学―廃棄物管理)

② 技術士・衛生工学部門(廃棄物管理)

(貸与資料)

第 63 条 業務に必要な資料は、協議の上発注者から貸与するものとする。資料の貸与にあたっては、資料借用書を提出しなければならない。

(疑義)

第 64 条 業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、速やかに発注者へ報告し、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

(成果品)

第 65 条 成果品は、以下のとおりとする。

なお、本業務委託は電子納品対象業務であり、電子成果品は、岩手県電子納品ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成すること。

【基本計画・基本設計業務】

(1) 最終処分場基本計画書 50部

(2) 基本設計書 50部

(3) 基本設計図 5部

(4) 関係機関提出資料 1式

(5) 原稿・原図 1式

(6) 電子媒体(CD-ROM) 4部

【地質調査業務】

(1) 紙成果品 2部

(2) 電子媒体(CD-ROM) 2部

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量		○	
BORING	地質		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

平成 年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		平成 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：平成__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/〇：__
 - ・2/〇：__